

議 事 録

会 議 名	平成28年 第11回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成28年11月24日(木)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 3階議会第1会議室		
出席委員	会長：8番 後藤 進 会長職務代理：6番 藤井明男 委員：1番 木内幹雄 2番 佐藤 晃 3番 大久保泰明 4番 市川澄雄 5番 金子幸一 7番 吉田勝己 <div style="text-align: right;">合計8名</div>		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：高橋恵一 主査：原田智香 主任主事：小宮正道		
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 非農地証明願について 日程 第3 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第4 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成28年第11回定例総会を開会いたします。 欠席委員は、いませんので出席委員は8名中8名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。本日の議事録署名人に、3番大久保委員と4番市川委員を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第により日程第1農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号51号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号51号を朗読)(説明) 当案件は、位置図にありますとおり小動地区にある念宗寺の南に150mほどにあります譲渡人6名が相続した市街化調整区域内、農業振興地域内の農用地1筆です。 譲受人は譲渡人の知人で、今回規模拡大するにあたり農地の売買契約が整ったということです。 譲受人は藤沢市において、サトイモ、梅、稲作を中心に8,769㎡耕作しており、トラクター、田植機、大型チップソーを各1台、管理機3台、草刈り機2台を所有しており、今後、当該地では3月から11月には里芋を、11月から3月までは葉物野菜を作付け予定です。 また、寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。 以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>3 番：11月14日に事務局と現地調査をしました。現況は隣地の方が家庭菜園的に耕作されているようでした。接道もあり、畑として耕作するには良い所だと思います。譲受人の住所が藤沢市ということで、少し距離もあると思われましたが、寒川町寄りに農業用倉庫がありそこから通うのも問題はなく、耕作面積も多く実績も有り、問題ないと思われま。</p> <p>会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は、挙手願います。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号51号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>		

会 長：では全員賛成ですので、議案番号5 1号は原案のとおり許可証を交付することに決定します。

次に議案番号5 2号を上程します。本案件については6番委員が譲受人となっていますので、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(6番委員 退席)

では事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号5 2号を朗読)(説明)

当該地は位置図にありますとおり大蔵地域集会所から東に1 1 0 mほどにあります市街化調整区域内、農業振興地域外にあるいわゆる白地の農地2筆です。

譲受人が隣地にて果樹を作付けしており、農業経営規模拡大を考えていたことから、譲渡人と売買の話が整い、農地法第3条の許可申請となりました。

譲受人は当該地の隣地1, 3 9 1 m²の果樹のほかに稲作2, 0 4 0 m²、サツマイモ等のイモ類を2, 3 7 3 m²耕作しており当該地にもイモ類を作付け予定です。トラクター、乗用田植機、ハーベスター、乾燥機等を所有。S寒川町農業委員会が定める下限面積である3 0アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。

会 長：担当地区委員は退席している6番委員ですので、代わりに私から補足説明をします。

会 長：1 1月1 4日に事務局と現地調査をしました。譲受人の隣地であり、すぐ南側は宅地となっているため、譲受人以外には効率的に耕作できないような立地となっていました。現在所有の農地も効率的に耕作されており、問題ないと思われます。

会 長：ではこれより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号5 2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号5 2号は原案のとおり許可証を交付することに決定します。

(6番委員 入室・着席)

会 長：次に日程第2非農地証明願について、議案番号5 3号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号5 3号を朗読)(説明)

当案件は、位置図にありますとおり県道4 5号線 丸子中山茅ヶ崎線、藤沢市瀬郷と近接している小動の市街化調整区域、いわゆる普通調整、白地の土地です。

申請人が平成2 2年に相続しましたが、先代所有時の平成元年のころから資材置場として使用、平成2 2年ころから現在の事務所、駐車場としてしています。提出された平成8年度の航空写真からは資材置場が確認でき、課税状況も現在、宅地課税と確認できます。

立地基準は、その他2種農地で「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれかの要件にも該当しない農地」となっています。

甲種農地、第3種農地、第2種農地、第1種農地の判断基準と照らし合わせましたが、どの基準とも判断できなかったため、その他2種農地と判断

	<p>しました。</p> <p>その他2種農地の許可基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合においては、許可をすることができるため、今回の案件については、申請者は当該地の他に隣接した宅地しか寒川町内に所有しておらず、当該地に事務所を構えることが妥当と考え、非農地証明交付がやむを得ないとなりました。</p> <p>会 長：続いて担当地区委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>4 番：11月14日会長と事務局とで現地調査を行いました。長年、資材置場で相続してから事務所と駐車場として使われているようです。農地への復元は不可能で、農地転用許可基準に適合することから非農地として証明できると思われます。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号53号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号53号は原案のとおり非農地証明書を発行することに決定します。</p> <p>会 長：続いて日程第3、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号78号から82号の5件と、日程第4、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号83号から92号の10件を一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(報告番号78～92号を朗読)(説明)</p> <p>いずれも添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言がないようですので届出の報告事項については了承されたこととします。</p> <p>最後に、その他として審議事項はありますか。</p> <p>会 長：では、以上をもって平成28年第11回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成28年第11回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(3番) 大久保泰明 議事録署名人(4番) 市川澄雄

本議事録は、平成28年12月26日、承認・署名を得て確定しました。